

会員等旅費規程

平成18年4月1日制定
平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成31年1月11日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人江戸川区薬剤師会(以下「本会」という)の会員等及び関係者の出張及び会務活動に伴う、旅費について定める。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員等とは、定款第5条及び第20条に定める会員および役員をいう。
- (2) 交通費とは、鉄道・船舶、航空、バスなど運輸機関、交通機関が定めた運賃及び料金をいう。
- (3) 関係者とは、同条第1号以外の者をいう。
- (4) その他費用とは、出張又は活動に付随して発生する交通費又は宿泊料以外の諸費用をいう。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 出張旅費
宿泊の有無に係らず往復の旅程が101km以上の活動に伴う旅費をいう。
- (2) 活動旅費
江戸川区内及び旅程が100km以内の区外近郊の活動に伴う旅費をいう。
- (3) その他旅費
前各号以外の旅費をいう。

(旅費の区分)

第4条 この規程によって支給される旅費とは、次のものをいう。

- (1) 交通費又は活動交通費
- (2) 出張日当、活動日当及び専門家日当
- (3) 宿泊料
- (4) その他の費用

(出張旅費の支給基準)

第5条 理事会の承認を得て出張した場合、別表1、別表3、及び別表4の規定により交通費、日当及び宿泊料を支給する。

ただし、次の各号に該当するものは、交通費又は宿泊料は支給しない。

- (1) 通勤定期乗車券を使用した場合で支払を要しなかった交通費。
- (2) 本会外からの招待および優待等により支払を要しなかった交通費および宿泊料金。
- (3) 教育・研修および会議における宿泊料で、主催箇所が一括負担する場合。
- (4) 運輸機関の中で宿泊(夜の12時を経過)した場合の宿泊料。
- (5) 日当は、暦のうえで経過した日数に応じて別表3の規定により支給する。

(活動旅費の支給基準)

第6条 本人の資格に応じて、別表2及び別表3の規定により活動交通費、活動日当又は専門家日当を支給する。

- 2 活動交通費及び活動日当は、活動回数に係らず、1日単位で支給する。
ただし、次の各号に該当するものは活動交通費又は活動日当は支給しない。
 - (1) 本会以外から交通費又は手当を支給された場合、活動交通費及び活動日当は支給しない。
 - (2) 活動交通費は定額制とし、活動に伴って個々に発生した鉄道、バス、タクシー、駐車料金、高速道路料金等の実費は一切支給しないものとする。
- 3 区民まつり、ウォーキングフェスタ等でのお菓相談会への参加した場合は、活動日当に変えて専門家日当を支給するものとする。ただし、4時間以内の半日活动については、半日の活動日当を適用する。
- 4 委員会関連活動等に伴う研修会・講演会等における講師活動については、活動日当に変えて専門家日当(半日)を支給するものとする。ただし、講演の内容や対応時間等を考慮し、理事会の承認により、専門家日当(1日)を支給することがある。

(その他旅費の支給基準)

第7条 その他旅費については、発生の都度、理事会で協議し、第4条の区分に従って、支給額を決定し、支給する。

(出張手続)

第8条 本会用務のため第3条第1項第1号の旅費が発生するときは、稟議決裁の手続きを行い、承認を得て出張するものとする。

(その他)

第9条 用務の都合又は出張の状況、その他特別な理由により、規定の旅費をもって支弁が難しい場合は、理事会の承認により実費を支給することがある。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から実施する。
2. この規程の変更は、理事会の決議の日から実施する。
3. 第5条及び第6条については、平成28年4月1日から実施する。